

福島県復興計画(第1次)素案に対する同友会としてのパブリックコメント

2011年12月16日 福島県中小企業家同友会 理事長 安孫子健一
〒963-8022 郡山市西ノ内二丁目12-8 古川ビル

1. 地元中小企業の本格復興に繋がる復興施策、財政運用を

被災の甚大な南相馬市においては、なかなか人口が戻ってこない、雇用しようにも求職者が居ないという現状にあります。そうした中で、国から降りてくる復興予算による大規模事業が中央の大手中心にしか資金が回っていない実態があります。下請けとして仕事が中小企業に回ったとしても、長期サイトの手形による決裁を余儀なくされ、地元中小企業の復興に何ら貢献していません。

地域の暮らしの基盤となる「雇用」を始めとして、県内経済の基盤を支えている地元中小企業が社員を守り、本格復興に繋がる仕事を推進できるような復興施策、財政運用を強く求めます。

2. 再生可能エネルギー産業育成と省エネ社会システム作りの両面からの施策推進を

再生可能エネルギー産業育成の施策は重要であります。いくらハコモノを作っても、従来型のエネルギー消費スタイルではせっかく作ったクリーンエネルギーも逃げていってしまいます。

ドイツに学ぶなど、省エネルギー社会をめざした電力消費のあり方そのものを変えていく社会システムづくりの両面からの施策推進を期待します。

3. コメの徹底検査体制による福島の食の安全性の確保を

県は10月12日、コメの安全宣言をして新米の流通を全面解禁しましたが、その約1カ月後の11月16日、福島市大波地区のコメから基準値を上回るセシウムが検出されました。生産農家はもちろん、県の主産業を形成している農業への大打撃は県内経済全体にも深刻な影響を与えています。

県行政当局においては、民間と同じ目線に立ち、あらゆる知見を総動員して徹底検査体制により福島の食の安全性を担保し、消費者の理解を得る努力に務めて頂くことを要望します。

4. 中小企業憲章の精神に基づくきめ細かな復興計画の策定を

国や県の各種企業支援制度の中で、例えば「がんばる企業・立地促進補助金」においては、「投資額5億円以上、新規雇用20人以上」が指定要件となっており、とても中小企業が活用できるものとは言えません。

昨年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の基本理念には、中小企業は「経済やくらしを支え、牽引する」、「雇用の大部分を支え、くらしに潤いを与える」。そして中小企業は「社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統芸能や文化の継承に重要な機能を果たす」とあります。

大震災からの復興計画策定に当たっては、本県の地域経済と地域雇用を支えてきた地域中小企業の一日も早い復興が絶対条件です。中小企業憲章と福島県中小企業振興基本条例の理念に則り、地域中小企業の復興再生のためのきめ細かな計画策定を期待します。

5. 原子力損害賠償の範囲を福島県全域、全県民対象に

文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は去る12月6日、県内23市町村の全住民約150万人を対象とする新たな賠償指針を決め発表しましたが、対象外の県南、会津地方から「県民を二分するもの」として多くの反発を招いています。

この度の原子力発電所爆発事故による被害は、直接被害地域に留まらず、風評被害や精神的被害などを含め県内全域に及んでおり、この線引きには明確な根拠さえも示されておりません。国及び原子力損害賠償紛争審査会、東京電力に対して「損害賠償範囲を福島県全域、全県民対象」にすることを強く要請してください。

以上